

令和 年 月 日

保護者 各位

蕪崎市立甘利小学校学校長

## 出席停止通知

学校保健安全法により、病気の悪化を防ぐため、また他の児童への感染を防ぐために出席停止を指示します。ご家庭においては医師と相談の上、適切に処置をとられますようお願いいたします。なお、この場合は欠席日数に入りません。

年 組 氏名 さん

理由

期間 医師の許可がおりるまで

医師が感染の予防上支障がないと認めたとき、下記の登校許可書に記入していただき、学級担任へ提出してください。

### 登校許可書

年 組 氏名

病名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 月 日 まで

他の児童への感染の可能性がない状態であることを証明します。

医師名

印

## 学校保健安全法に基づく学校感染症一覧

		出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(SARS)鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで。  (左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす。)
第 2 種	インフルエンザ 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜炎 結核, 髄膜炎 菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	発症した後5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消える, または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで 解熱後3日を経過するまで 腫れが出た後5日を経過し, かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで 主症状消退後2日を経過するまで 病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで 発症した後5日を経過し, かつ, 症状が軽快した後1日を経過するまで
第 3 種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 溶連菌感染症, 手足口病 ウイルス性肝炎, 伝染性 紅斑, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ肺炎, 流行性嘔吐下痢症等	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで  ※その他の感染症は必要があれば, 学校医の意見を聞き, 第3種の感染症として措置をとることができる疾患。  医師が出席停止を指示した場合のみ, 出席停止とする。